

体育施設開放に係る使用許可申請について（お知らせ）

令和6年4月以降に本校体育館使用を希望される団体責任者の方は、別添「鳥取県立学校体育施設開放要綱」を御確認の上、下記のとおり申請をしてください。

記

1 開放期間等

- (1) 期間 令和6年4月1日（月）から 令和6年9月30日（月）まで半年間
- (2) 曜日 各団体週一回
- (3) 時間 午後8時から午後10時までの時間内
- (4) 場所 第2体育館

2 受付期間及び場所

- (1) 期間 令和6年3月18日（月）まで
※受付時間：午前9時から午後4時30分まで
- (2) 場所 米子高等学校事務室窓口

3 提出書類

- (1) 鳥取県立学校体育施設使用団体届出書
- (2) 教育財産使用許可及び使用料減免申請書

4 決定方法

- (1) 受付時にくじを引いていただきます。
- (2) 受付期間に申請した団体で、引いたくじの小さい番号順に曜日を決定していきます。
- (3) 希望する曜日が重なった場合は、第2希望、第3希望になります。

5 結果

令和6年3月19日（火）以降、文書で通知します。

6 その他

- (1) フットサル等ボールを蹴る種目については適用除外とします。
- (2) 受付期間後であっても使用団体がない曜日については申請できますので、学校にお問い合わせください。
- (3) 学校行事等により使用できない場合もありますので、御承知ください。

【担当】 事務室 宮永 電話 0859-26-1311
